

## 用途ごとの規制（映画スタジオ、テレビスタジオ）

1 「映画スタジオ、テレビスタジオ」とは、大道具及び小道具でセットをつくり、映画やテレビの撮影を行う場所をいい、規模の大小に関わらず、全てのスタジオが規制の対象になる。  
 なお、他の用途を一時的にスタジオに使用する場合も規制の対象になる。

2 指定場所において禁止される行為

指定場所の用途		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
映画スタジオ	撮影用セットを設ける部分		禁止	禁止	禁止
テレビスタジオ					

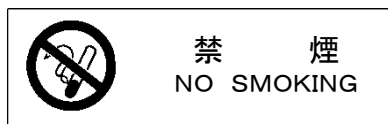
「撮影用セットを設ける部分」は、次の部分をいう。

- (1) スタジオ内のセットを設ける部分
- (2) 上記と同一室内になるスタジオに付随して使用される部分

3 標識の設置箇所

指定場所	標識	設置箇所
映画スタジオ、 テレビスタジオ	禁煙	スタジオの入口
	火気厳禁	
	危険物品持込厳禁	

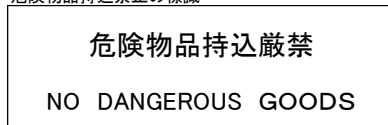
禁煙の標識



裸火使用禁止の標識



危険物品持込禁止の標識



禁煙、裸火使用禁止及び危険物品持込禁止の標識



形状:長方形  
 短辺:25cm以上  
 長辺:50cm以上  
 地:赤  
 文字:白

(注)  
 英語表示の追加も可能とする。

4 解除承認の可否

指定場所の用途		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
映画スタジオ	撮影用セットを設ける部分		可	可	可
テレビスタジオ					

(注) 喫煙所での喫煙行為、裸火に該当しない火気使用設備器具の使用及び規制の対象とされない危険物品の持込み行為は、解除承認申請の必要はない。